

総務・企業常任委員会

◎ 開催日時 平成 27 年 7 月 10 日（金） 10 時 01 分～11 時 24 分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 総務部長および関係職員

◎ 議事の概要

【総務部所管分】

1 付託案件

(1) 議第 101 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 1 号）のうち総務部所管分について

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 103 号 滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第 104 号 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第 106 号 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第 113 号 滋賀県母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

(1) 報第 3 号 平成 26 年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち総務部所管部分について

(2) 不適正な報酬および賃金の支出について

(3) 滋賀県過疎地域自立促進方針の策定にあたって

(4) 平成 26 年度契約状況実態調査の結果について

3 一般所管事項調査

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 議第 103 号 滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案要綱
- 2 議第 104 号 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議第 106 号 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について
- 4 議第 113 号 滋賀県母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
- 5 不適正な報酬および賃金の支出について
- 6 滋賀県過疎地域自立促進方針の策定にあたって
- 7 平成 26 年度契約状況実態調査の結果について